

○厚生労働省告示第三百八十九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第百五十九号を第百六十一号とし、第百二十一号から第百五十八号までを二号ずつ繰り下げ、第百二十号を第百二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十二 N―（四―ブromo―ニ―フルオロフェニル）―六―メトキシ―七―「（一―メチルピペリジン―四―イル）メトキシ」キナゾリン―四―アミン（別名バンデタニブ）及びその製剤

第百十九号を第百二十号とし、第五十一号から第百十八号までを一号ずつ繰り下げ、第五十号の次に次の一号を加える。

五十一 酢酸（一）R・六R・六aR・七R・一三S・一四S・一六R）―六・八・一四―トリヒドロキシ―七・九―ジメトキシ―四・一〇・二三―トリメチル―一九―オキソ―三・四・六a・七・一二・一三・一四・一六―オクタヒドロ―二H・六H―スピロ〔六・一六―（エピチオプロパノオキシメタノ）―七・一三―エピミノベンゾ〔四・五〕アゾシノ〔一・二―b〕〔一・三〕ジオキソロ

「四・五―h」イソキノリンニ〇・一―イソキノリン―五―イル（別名トラベクテジン）及び
その製剤